

令和4年4月11日午前9時
議 会 事 務 局 総 務 課

資産等報告書について

このことにつきまして、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例第4条の規定により、議長に提出されましたのでお知らせします。

なお、閲覧につきましては、下記のとおりとなっております。

記

- 1 閲覧場所 県議会情報公開室（1階東側）
- 2 閲覧時間 月曜日から金曜日（休日を除く）
午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで
- 3 閲覧に供する報告書
 - （1）資産等報告書
議員がその選挙の期日において有する資産等について報告するもの